

学校環境衛生活動における 日常点検の在り方

文部科学省総合教育政策局健康教育・食育課
健康教育調査官

鈴木 貴晃



独立行政法人教職員支援機構

- 1 学校環境衛生活動の法的位置付け
- 2 日常における環境衛生の維持・改善
- 3 日常点検の実施

1 学校環境衛生活動の 法的位置付け

学校環境衛生基準の策定

<文部科学大臣の役割>

学校保健安全法

(学校環境衛生基準)

第6条 文部科学大臣は、**学校における換気、採光、照明、保温、清潔保持その他環境衛生に係る事項**（学校給食法（昭和29年法律第160号）第9条第1項（夜間課程を置く高等学校における学校給食に関する法律（昭和31年法律第157号）第7条及び特別支援学校の幼稚部及び高等部における学校給食に関する法律（昭和32年法律第118号）第6条において準用する場合を含む。）に規定する事項を除く。）**について、児童生徒等及び職員の健康を保護する上で維持されることが望ましい基準**（以下この条において「**学校環境衛生基準**」という。）を定めるものとする。

環境衛生検査の計画・実施

＜環境衛生検査の計画・実施の義務＞

学校保健安全法

(学校保健計画の策定等)

第5条 **学校においては**、児童生徒等及び職員の心身の健康の保持増進を図るため、児童生徒等及び職員の健康診断、**環境衛生検査**、児童生徒等に対する指導その他保健に関する事項**について計画を策定し、これを実施しなければならない。**

＜学校環境衛生基準に基づく環境衛生検査の実施＞

学校保健安全法**施行規則**

(環境衛生検査)

第1条 学校保健安全法（昭和33年法律第56号。以下「法」という。）第5条の**環境衛生検査は**、他の法令に基づくもののほか、**毎学年定期に**、法第6条に規定する**学校環境衛生基準に基づき行わなければならない。**

2 **学校においては**、必要があるときは、**臨時に**、**環境衛生検査を行う**ものとする。

＜日常における環境衛生の維持・改善＞

学校保健安全法**施行規則**

（日常における環境衛生）

第2条 **学校においては、前条の環境衛生検査のほか、日常的な点検を行い、環境衛生の維持又は改善を図らなければならない。**

＜学校の設置者及び校長の責務＞

学校保健安全法

(学校環境衛生基準)

第6条 (略)

- 2 学校の設置者は、**学校環境衛生基準に照らしてその設置する学校の適切な環境の維持に努めなければならない。**
- 3 校長は、**学校環境衛生基準に照らし、学校の環境衛生に関し適正を欠く事項があると認めた場合には、遅滞なく、その改善のために必要な措置を講じ、又は当該措置を講ずることができないときは、当該学校の設置者に対し、その旨を申し出るものとする。**

2 日常における環境衛生 の維持・改善

省令の改正

学校保健法 施行規則

(昭和33年文部省令第18号)

(日常における環境衛生)

第22条の4 学校においては、**前2条に定める措置をとるほか、常に、教室等の清潔の保持**に努めるとともに、換気、採光、照明及び保温並びに飲料水、学校給食用の食品及び器具、ごみ処理場、便所等の**衛生管理を適切に行い、環境衛生の維持又は改善を図らなければならない。**



学校保健法等の一部を改正する法律の
施行に伴う文部科学省関係省令の整備
等に関する省令

(平成21年3月31日文部科学省令第10号)

学校保健安全法 施行規則

(昭和33年文部省令第18号)

(日常における環境衛生)

第2条 **学校においては、前条の環境衛生検査のほか、日常的な点検を行い、環境衛生の維持又は改善を図らなければならない。**

環境衛生検査①

<学校環境衛生基準>

第1 教室等の環境に係る学校環境衛生基準

検査項目	
換気及び 保温等	(1) 換気
	(2) 温度
	(3) 相対湿度
	(4) 浮遊粉じん
	(5) 気流
	(6) 一酸化炭素
	(7) 二酸化窒素
	(8) 揮発性有機化合物
	ア. ホルムアルデヒド
	イ. トルエン
	ウ. キシレン
	エ. パラジクロロベンゼン
採光及び 照明	オ. エチルベンゼン
	カ. スチレン
騒音	(9) ダニ又はダニアレルゲン
	(10) 照度
	(11) まぶしさ
	(12) 騒音レベル

第2 飲料水等の水質及び施設・設備に係る学校環境衛生基準

検査項目	
水質	(1) 水道水を水源とする飲料水（専用水道を除く。）の水質
	一般細菌、大腸菌、塩化物イオン、有機物（全有機炭素（TOC）の量）、pH値、味、臭気、色度、濁度、遊離残留塩素
	(2) 専用水道に該当しない井戸水等を水源とする飲料水の水質
	専用水道が実施すべき水質検査の項目、遊離残留塩素
	(3) 専用水道（水道水を水源とする場合を除く。）及び専用水道に該当しない井戸水等を水源とする飲料水の原水の水質
施設・ 設備	(4) 雑用水の水質
	(5) 飲料水に関する施設・設備
	ア. 給水源の種類
	イ. 維持管理状況等
	ウ. 貯水槽の清潔状態
	(6) 雑用水に関する施設・設備

環境衛生検査②

第3 学校の清潔、ネズミ、衛生害虫等及び教室等の備品の管理に係る学校環境衛生基準

検査項目	
学校の清潔	(1) 大掃除の実施
	(2) 雨水の排水溝等
	(3) 排水の施設・設備
ネズミ、衛生害虫等	(4) ネズミ、衛生害虫等
教室等の備品の管理	(5) 黒板面の色彩

第4 水泳プールに係る学校環境衛生基準

検査項目	
水質	(1) 遊離残留塩素
	(2) pH値
	(3) 大腸菌
	(4) 一般細菌
	(5) 有機物等（過マンガン酸カリウム消費量）
	(6) 濁度
	(7) 総トリハロメタン
	(8) 循環ろ過装置の処理水
施設・設備の衛生状態	(9) プール本体の衛生状況等
	(10) 浄化設備及びその管理状況
	(11) 消毒設備及びその管理状況
	(12) 屋内プール
	ア. 空気中の二酸化炭素
	イ. 空気中の塩素ガス
	ウ. 水平面照度

日常点検

日常における環境衛生に係る学校環境衛生基準

- 1 **学校環境衛生の維持を図るため**（中略）定期的な環境衛生検査等のほか、次表の左欄に掲げる検査項目について（中略）**毎授業日に点検を行う**ものとする。

検査項目	
教室等の環境	(1) 換気
	(2) 温度
	(3) 明るさとまぶしさ
	(4) 騒音
飲料水等の水質及び施設・設備	(5) 飲料水の水質
	(6) 雑用水の水質
	(7) 飲料水等の施設・設備
学校の清潔及びネズミ、衛生害虫等	(8) 学校の清潔
	(9) ネズミ、衛生害虫等
水泳プールの管理	(10) プール水等
	(11) 附属施設・設備等

- 2 **点検は、官能法によるもののほか、第1から第4に掲げる検査方法に準じた方法で行う**ものとする。

学校環境衛生活動に係る教職員等の役割

校長

- 環境衛生検査の実施の責任
- **学校の環境衛生に関し適正を欠く事項があると認めた場合には、必要な措置、又は必要な措置を講ずることができないときは、学校の設置者に対して申出**

保健主事

- **学校保健と学校全体の活動に関する調整**
- 学校保健計画の作成と実施（保護者等の関係者に周知を含む）
- **学校保健に関する組織活動の推進**

養護教諭

- 保健管理（学校環境衛生管理）
- 学校保健計画の策定に中心的な役割
- 現代的な健康課題の対応に当たり、**学級担任等、学校薬剤師など学校内における連携**

学級担任等

- **各教室の日常点検の実施**
ただし、保健教育の一環として、日常点検を児童生徒等が行うことも考えられる

学校医

- 学校保健計画の立案に参加
- **学校環境衛生の維持・改善に関し、学校薬剤師と協力して、指導・助言**

学校薬剤師

- 学校保健計画の立案に参加
- 環境衛生検査に従事
- **学校環境衛生の維持・改善に関し、指導・助言**

3 日常点検の実施

学校環境衛生管理マニュアル



https://www.mext.go.jp/content/20230817-mext_kenshoku-100000613_2.pdf



第Ⅰ章 学校環境衛生活動

第Ⅱ章 学校環境衛生基準

- 第 1 教室等の環境に係る学校環境衛生基準
- 第 2 飲料水等の水質及び施設・設備に係る学校環境衛生基準
- 第 3 学校の清潔、ネズミ、衛生害虫等及び教室等の備品の管理に係る学校環境衛生基準
- 第 4 水泳プールに係る学校環境衛生基準
- 第 5 日常における環境衛生に係る学校環境衛生基準**
- 第 6 雑則

第Ⅲ章 参考資料

教室等の環境における日常点検のポイント

教室

<黒板>

- ・明るさは十分にあるか
(文字・図形等がよく見えるか)
- ・まぶしさはないか
- ・光るような箇所はないか

<テレビ>

- ・映り込みはないか
- ・まぶしさはないか

<騒音>

- ・授業を妨害する音はないか

<換気>

- ・教室に入ったとき、不快な刺激や臭いはないか
- ・換気が適切に行われているか

<温度>

- ・温度は適正か
(18℃以上、28℃以下であることが望ましい)

<机上>

- ・明るさは十分にあるか
(文字・図形等がよく見えるか)
- ・まぶしさはないか

<清潔>

- ・室内は清潔で整頓されているか
- ・施設及び備品は清潔で破損はないか

<衛生害虫等>

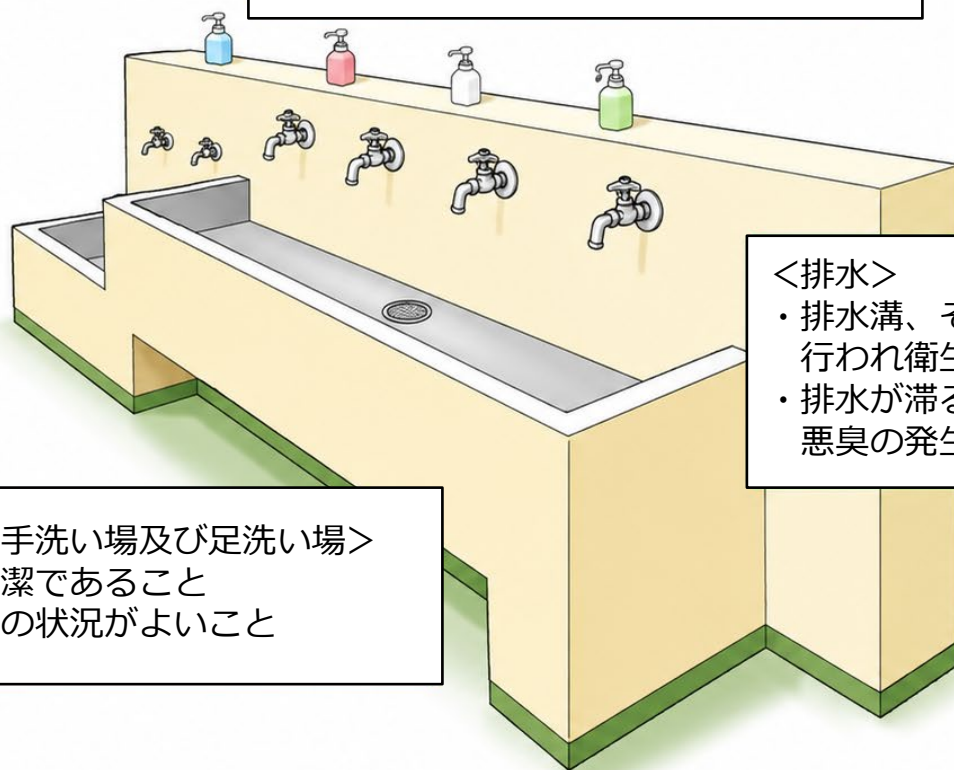
- ・ハエ、蚊、ゴキブリ等がないか

飲料水等の水質及び施設・設備における日常点検のポイント

飲料水・排水

<飲料水>

- ・遊離残留塩素が0.1mg/L以上あるか
- ・外観、臭気、味に異常がないこと



<排水>

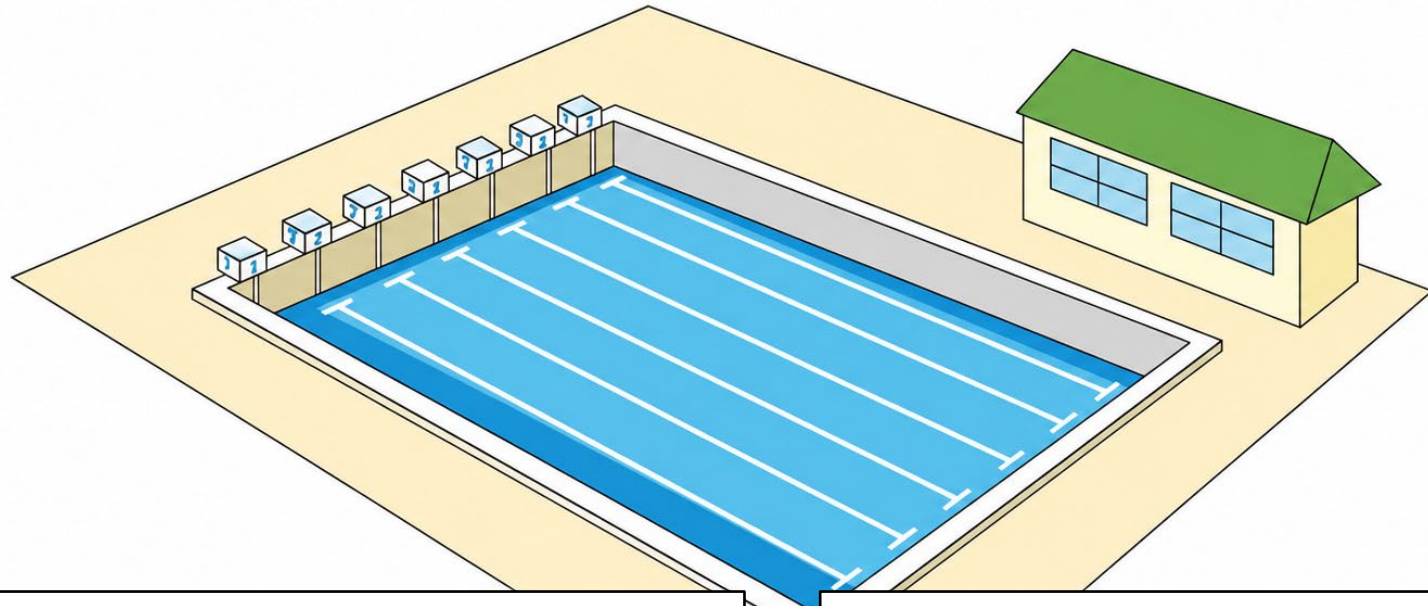
- ・排水溝、その周辺の清掃が十分に行われ衛生的であること
- ・排水が滞ることなく、常に流れ、悪臭の発生がないこと

<水飲み、洗口、手洗い場及び足洗い場>

- ・清掃が行われ清潔であること
- ・故障がなく排水の状況がよいこと

水泳プールの管理における日常点検のポイント

水泳プール



<本体の衛生>

- ・ 清潔であり、破損や故障がないこと
- ・ 水中に危険物や異常な物がなく安全であること

<プール水>

遊離残留塩素の濃度は、どの部分でも
0.4mg/L以上、1.0mg/L以下であることが望ましい

おわりに

学校環境衛生活動の法的位置付けを理解し、
以下の点に留意しつつ、日常点検を行うことが求められる。

1

学校における**日常の環境衛生は、
環境衛生検査と日常点検により維持・改善**

2

**日常点検は、校務分掌等に基づき
教職員の役割を明確にして実施**

3

**学校環境衛生基準に照らして、
学校の適切な環境の維持**